

小規模工事等受注希望事業者登録制度の 登録の申請にあたって

本制度は、区が発注する小規模な建設工事や施設の修繕で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なものについて、受注を希望する区内中小建設業者の方を「小規模工事等受注希望者」として登録していただき、登録者名簿を作成するものです。

ただし、東京電子自治体共同運営・電子調達サービスによる競争入札参加資格申請ができない事業者を対象とするため、同サービスによる入札参加資格登録をした事業者の方は除きます。

区は、受注機会の拡大により地域経済の活性化を図るため、小規模工事の発注に際して、契約の相手方として、登録名簿に登録いただいた事業者の方から積極的に見積りの参加を求め、受注の機会等を確保できるよう努めます。

ただし、登録名簿に登録されても、必ず区から契約を受注できるとは限りません。あらかじめご了承ください。

1. 小規模工事とは

杉並区が発注する小規模な建設工事及び施設の修繕で、税込み予定価格が130万円以下の工事です。

2. 登録できる方

小規模工事の契約を希望する者として登録することができる方は、区内に本社の法人登記がある法人事業者や、区内に商号登記又は住民登録がある個人事業者、こうした法人事業者及び個人事業者で構成される組合です。

ただし、次の各号のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する方
- (2) 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける競争入札参加資格者名簿に登録のある方
- (3) 希望する業種のうち、必要とする登録、免許及び許可等を有しない方
- (4) 登記上の本店所在地が杉並区でも、営業の本拠地を杉並区外に有している方

3. 登録の方法

本制度の要綱や登録申請書は、総務部経理課契約係（区役所本庁舎東棟5階）窓口又は杉並区公式ホームページで配布します。郵送による配布は行いませんので、あらかじめご了解願います。

登録を希望される方は、申請書に記入の上、申請書（**正副2通、1通はコピー可**）と「**6. 申請時に提出する書類**」に記載のある書類を添えて、杉並区役所総務部経理課契約係（〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1）あて持参又は郵送でご提出ください。

なお、郵送による場合は、返信用封筒（返信用切手を貼付済み）を同封願います。

4. 受付期間

令和5年6月8日（木）から令和5年6月23日（金）までの期間です。

なお、この期間を経過しても、登録の申請受付は随時行います。

5. 申請書の書き方

（1）所在地又は住所

法人事業者の方は、事業所の所在地をご記入ください。個人事業者の方は、自宅で事業をされている場合は自宅の住所をご記入ください。

（2）商号又は名称

法人事業者の方は、商業登記簿上の名称をご記入ください。個人事業者の方で、商号を使用している場合は商号登記簿上の名称を、それ以外の方で名称を使用している場合は通称名（屋号）をご記入ください。

（3）代表者役職・氏名

法人事業者の方は、商業登記簿上の「代表取締役」等の役職名と氏名を記入してください。個人事業者の方は、「代表」として氏名をご記入ください。

（4）法人設立年月日又は営業開始年月日

法人事業者の方は商業登記簿上の設立年月日を、個人事業者の方で商号登記をされている方はその商号登記簿上の設立年月日を、それ以外の方は営業を開始した年月日をご記入ください。

（5）希望業種

① 別紙「小規模工事種別表」から希望業種をお選びください。複数お選びいただいても結構ですが、受注後のトラブルを未然に防ぐため、確実に履行できるものをお選びください。

② 資格を必要とする業種に申請の場合には、申請時に許可・免許等の写しを提出していただきます。

また、資格を必要としない業種であっても、許可・免許等をお持ちの場合には、申請書の「許可・免許等を有する場合その種類・名称・許可番号等」欄を必ず具体的にご記入ください。必要により、その写しを提出していただく場合があります。

6. 申請時に提出する書類

(1) 法人事業者の方は「登記事項証明書(謄本)」を、個人事業者の方で商号を用いている方は「商業登記事項証明書(謄本)」を、商号を用いていない方は「住民票の写し」を、組合として申請される場合は、以下の資料をご提出ください。

【組合として申請するときの提出資料】

- ① 規約又は約款
- ② 構成員の名簿
- ③ 法人事業者の会員の方は「登記事項証明書(謄本)」。

個人事業者の会員の方は「商号登記事項証明書(謄本)」又は「住民票の写し」。

(2) 次の業種を申請される方は、申請書とあわせて、登録・免許・許可等資格を証するものの写しをご提出ください。

- ① 建築工事
- ② 電気工事
- ③ 電気通信工事
- ④ 給排水衛生工事
- ⑤ 空調設備工事

7. 登録名簿への登録

小規模工事等契約希望登録の申請があったときは、申請書等を審査し、妥当と認めるときは、申請者に申請書の副本を交付するとともに、小規模工事等受注希望事業者登録名簿に登録の上、区ホームページ等で公表します。

ただし、申請が妥当でないと認めるときは、理由を付して通知し、登録名簿には登録いたしません。

8. 登録名簿の有効期間

登録名簿の有効期間は、令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間とします。

随時に新規の登録を受付いたしますが、この場合の登録名簿の有効期間も、名簿に登録された日から令和7年6月30日までの期間となります。

9. 登録名簿の登録事項の変更・廃止の届出

登録名簿に登録されている方は、登録事項に変更があったときや東京電子自治体共同運営・電子調達サービスによる競争入札参加資格者名簿に登録したとき、営業を休止若しくは廃止したとき、組合を解散したときは、速やかに小規模工事等受注希望事業者登録変更・廃止届を正副2通提出してください。

名簿に登録された方が、小規模工事等受注希望事業者登録変更・廃止届の届出をせずそのまま放置することや、次の各号のうちのいずれかに該当することが判明したと

きは、登録を抹消することがありますのでご注意ください。

- (1) 杉並区に、法人事業者の場合は法人登記が、個人事業者の場合は商号登記又は住民登録がなくなったとき。
- (2) 登録名簿の有効期間中に、東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける入札参加資格者名簿に登録されたとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する以下に該当する方。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者。
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項に掲げる者、又は同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（雇用者を含む）。
- (4) 登録、免許及び許可等を必要とする業種について、その許可等の取消しを受けたとき若しくは失効したとき。
- (5) 営業を休止若しくは廃止したとき又は組合を解散したとき。
- (6) 虚偽の申請を行ったことが判明したとき。
- (7) 契約した小規模工事の履行に関して、不正又は著しく不誠実な行為があったとき。
- (8) 登録者としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

10. 問い合わせ

杉並区総務部経理課契約係

電話 03-5307-0612（ダイヤルイン）